

議案第 8 2 号

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
改正について

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の  
一部を改正する法律が施行されたことに伴い、山都町個人番号の利用及び特定個人  
情報の提供に関する条例を改正する必要があります。

これが、議案を提出する理由です。

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

#### 山都町条例第 号

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年山都町条例第28条）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (5) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。

第2条中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人情報ファイル 法第2条第4項に規定する個人情報ファイルをいう。

第2条に次の2号を加える。

- (9) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (10) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個

人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号)新旧対照表

| 現行  | 改正後（案）  |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。</u></p> <p>(2) <u>個人情報ファイル 法第2条第4項に規定する個人情報ファイルをいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</u></p> <p>(6) <u>個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(10) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関</p> |

が行う同表事務の欄に掲げる事務及び町長又は山都町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 (略)

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

が行う同表事務の欄に掲げる事務及び町長又は山都町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う特定個人番号利用事務とする。

2 (略)

3 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

条例一部改正の概要について

1 背景及び改正理由

マイナンバー、マイナンバーカードの国民の利便性向上の観点から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和 5 年 6 月 9 日公布、令和 6 年 1 2 月 2 日に施行されました。

この法改正において、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定が見直され、条例で引用している別表第二が廃止され、新たに用語が定義されました。

2 改正内容

- ① 法別表第二を引用している箇所を、法に新たに定義された用語に改正

| 改正前                        | 改正後        |
|----------------------------|------------|
| <u>法別表第 2</u> の第 2 欄に掲げる事務 | 特定個人番号利用事務 |
| <u>同表</u> の第 4 欄に掲げる特定個人情報 | 利用特定個人情報   |

- ② 条例第 2 条の定義に用語を新たに追加

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 個人情報       | 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報         |
| 個人情報ファイル   | 法第 2 条第 4 項に規定する個人情報ファイル     |
| 特定個人情報ファイル | 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイル   |
| 個人番号利用事務   | 法第 2 条第 1 0 項に規定する個人番号利用事務   |
| 特定個人番号利用事務 | 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務 |
| 利用特定個人情報   | 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務 |

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| <p>法第2条第3項</p>                   | <p>この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報をいう。</p>  |
| <p>法第2条第4項</p>                   | <p>この法律において「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであって行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であって行政機関等以外の者が保有するものをいう。</p> |
| <p>法第2条第9項</p>                   | <p>この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。</p>                   |
| <p>法第2条第10項</p>                  | <p>この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。</p>  |
| <p>法第19条第8号<br/>（特定個人番号利用事務）</p> | <p>迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。</p>  |
| <p>法第19条第8号<br/>（利用特定個人情報）</p>   | <p>特定個人番号利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの。</p>  |